

第3期

# 栃木市教育大綱

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度



令和5年3月 栃木市  
〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号  
電話0282-21-2468  
FAX0282-21-2689

令和5年3月  
栃木市

## はじめに



栃木市には、太平山や三毳山、渡良瀬遊水地など、水と緑にあふれた豊かな自然を感じられ、悠久から脈々と引き継がれてきた歴史や伝統文化に触れることができます。素晴らしい環境があります。

また、市内には、小学校や中学校などの多数の学校教育施設のほか、市民交流センターや図書館などの社会教育施設、総合運動公園などのスポーツ施設、美術館や文化会館などの文化芸術施設が立地し、それらを通して多くの子どもたちや市民が様々な教育活動に取り組んでおります。

こうしたふるさとの風土において、これまで市長部局と教育委員会が連携し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちを育むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたる学びを通して絆を深め、地域が人を育て、人が地域をつくるという教育活動を展開してまいりました。

そのような中、現在の社会情勢や教育環境などの変化を踏まえつつ、予測困難な未来をしなやかに生き抜くための教育を推進するため、本市の教育の在り方として、第3期目となる新たな教育大綱を策定いたしました。

新たな大綱では、本市名誉市民である山本有三先生の言葉や精神を基本理念の根幹に据え、これからも大切に引き継ぐとともに、次の3つの視点「生命・ひとを大切にする人を育む」「新しい時代をより良く生きる人を育む」「ふるさとを愛しまちづくりを進める人を育む」に重点を置いた人づくりを進めることとしております。

今後は、本大綱と第3期教育計画に基づく方針や施策を着実に実施し、教育行政を展開してまいります。

そして、基本理念に掲げた「とちぎ愛に満ちた人づくり」の実現に向けて、市民一人ひとりがそれぞれ抱く夢や希望に向かって、個性と多様性を互いに尊重しながら、その人らしく暮らすことのできる、ふるさと愛に溢れた人づくりを推進してまいります。

令和5年3月

栃木市長 大川 秀子



## 目 次

I 策定の趣旨	1
II 大綱の位置付け	1
III 構成と期間	1
IV 基本理念	2
V 基本方針	3
VI 基本目標	4～8

## I 策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定するもので、市長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、市の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものと義務づけられています。

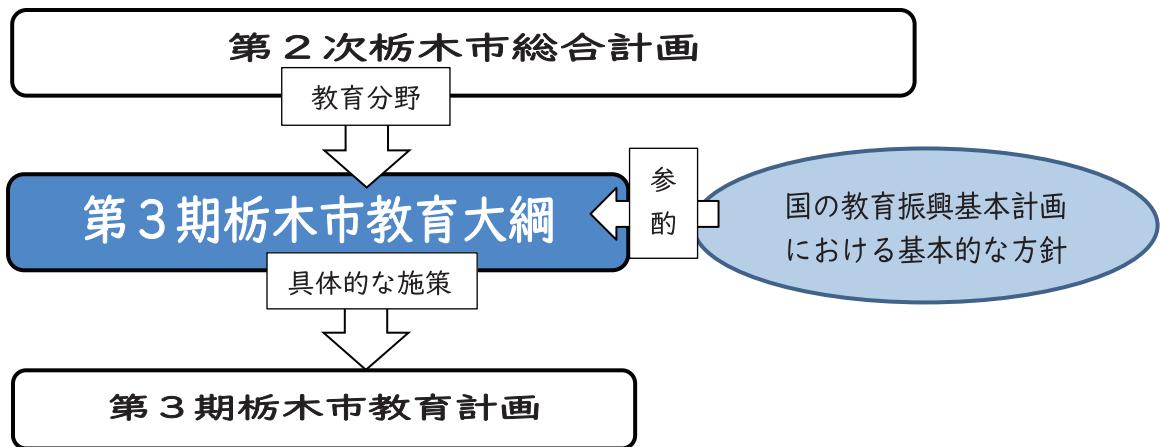
本市では、既に平成25年3月に策定された「栃木市総合計画」に基づき、平成27年6月に「栃木市教育大綱」、平成30年1月に「栃木市教育大綱(改訂版)」を策定いたしました。

今回、「栃木市総合計画」が、令和5年4月より「第2次栃木市総合計画」へ移行することにともない、その教育行政分野の基本方針である「一人ひとりが学び成長できる栃木市」の実現を更に進めるものとして、「第3期栃木市教育大綱」を策定いたしました。

この大綱の策定により、市長部局と市教育委員会が連携・協力して各種教育施策に取り組むことで、子どもたちの教育環境の充実と市民一人ひとりが生涯にわたり学びながら、地域の持つ豊かな歴史・伝統・文化を守ることのできる‘とちぎ愛’に満ちた人づくりを推進していきます。

## II 大綱の位置付け

栃木市教育大綱は、国の教育振興基本計画を参照しながら、栃木市総合計画の方針に沿って定められたものです。大綱に基づいた施策については、栃木市教育計画及び分野別振興計画に示されています。



## III 構成と期間

本大綱は、「基本理念」、「基本方針」、「基本目標」で構成しています。また対象とする期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。



## IV 基本理念

希望に向かい 伸び伸びと個性を發揮し  
互いに認め合いながら より良い社会を築いていく  
‘とちぎ愛’に満ちた人を育てます

この基本理念は、本市のこれから教育振興における、次の4つのキーワードを踏まえています。また本市初の名誉市民である山本有三（1887年～1974年）が遺した次の1節を基本理念の根幹に据え、未来への人づくりを進めます。

たったひとりしかない自分を、たった一度しかない一生を、  
ほんとうに生かさなかったら、人間、生まれてきたかいがないじゃないか。  
～「路傍の石」の一節より～

### キーワード① 「生命尊重・人権尊重」

多くの市民に親しまれ、有三の思いが込められた路傍の石の一節を、「生命尊重・人権尊重」の大切な教えとして、本市の教育活動を進めていきます。

### キーワード② 「生きる力・生き抜く力」

本市教育としては、子どもたちの‘人生をたくましく、しなやかに生き抜く’ための資質を培うことや、市民一人ひとりの‘人生を豊かにするための学び’の実現に取り組んでいきます。

### キーワード③ 「多様性・包摂性」

本市教育では、学びにおけるユニバーサルデザイン等、「多様性」や「包摂性」を意識した環境づくりに努め、「誰一人取り残さない教育」を進めていきます。

### キーワード④ 「郷土愛」

本市教育では、未来を担う子どもたちに地域ぐるみで愛情を注ぎ、健全に育むとともに、多くの市民や子どもたちが‘とちぎ愛’に満たされ、郷土を愛するともに、日本人としての誇りが持てるような‘郷土愛’が培われることを大切にします。

## ▼ 基本方針

栃木市総合計画の基本方針「一人ひとりが学び成長できる栃木市」を目指し、基本理念である「希望に向かい 伸び伸びと個性を發揮し互いに認め合いながらより良い社会を築いていく ‘どちぎ愛’ に満ちた人を育てます」を推進するため、次の5つの基本方針を設定します。

### I 人生の礎となる生きる力の育成

【学校教育の充実】

### II 人生を輝かせる学びの充実

【生涯学習の充実】

### III だれもがいきいきと元気になるスポーツの推進

【スポーツの推進】

### IV 豊かな学びへつなぐ文化の振興

【文化の振興】

### V 教育を支える環境の整備

【教育環境の整備】



## VI 基本目標

前項にて示した5つの基本方針について次のように目標を示します。

基本方針 I

人生の礎となる生きる力の育成

«学校教育の充実»

「基本方針 I 人生の礎となる生きる力の育成」では、これから社会を担う子どもたちの育成について、次の目標に沿った«学校教育の充実»を図ります。

### 【基本目標】

自分を大切に、人を思いやり、互いに共感・共生できる心や態度を育む。

自分を大切にするとともに、他人に対して思いやりの心を持つことは、人と人が共に幸せに生きるために肝要なことです。生き方の基礎を培う幼少期から思春期には、互いに共感・共生できる心や態度を育むことが重要です。本市学校教育では、「生命尊重・人権尊重」の精神の涵養を図り、様々な場面で豊かな心を育む人権教育や道徳教育等の充実を進めています。

また、包摂的な社会を目指し、特別支援教育の推進や不登校への対応等、「誰一人取り残さない教育」を充実させていきます。

### 【基本目標】

予測困難とされる時代をたくましく、しなやかに生き抜く力を育む。

今の子どもたちが大人になる2030年代以降は、社会が複雑化の一途をたどり、その変化を予測することも困難な時代になると考えられています。

こうした時代に向けて、子どもたちの生涯にわたる「生きる力」の基盤づくりとして、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に一層努めていきます。また、世界規模で進めるSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラル（※1）等のような新しい課題についても、子どもたちへの教育に積極的に取り入れていきます。

なお、GIGAスクール構想（※2）により児童生徒一人一台のPC（タブレット）が整備されたことから、教育現場でのDX（※3）化が更に進むものと思われ、その効果を十分に生かしたICTを活用した教育を推進して、「個別最適な学び」や、「協働的な学び」等を充実させていきます。

さらに、国際化に伴う多様な社会の広がりに対しては、異なる考え方や文化を受け入れ、協働して課題解決を図る力を育むことが大切と考え、コミュニケーション能力の向上等を目指したグローバル教育を進めています。

このように本市教育は、これから時代や社会をしっかり見据え、「たくましく、しなやかに生き抜いていける」ように子どもたちを育んでいきます。





#### ※1 カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を均衡化させることで、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指しています。

#### ※2 GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想

児童生徒一人一台のPCと高速ネットワークの一体的整備を進めることにより、教育ICT環境の充実を図ります。

#### ※3 DX (デジタルトランスフォーメーション)

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説で、スウェーデンのエリック・ストルターマン教授が提唱しました。

### 【基本目標】

ふるさとを愛し、社会に貢献しようとする心や態度を育む。

これからの中学校を支えていく子どもたちには、ふるさとを大切にし、将来において自ら進んで‘社会づくり・まちづくり’に参加しようとする郷土愛を育むことや、広く世界の中で活躍するための日本人としての誇りや自信を持たせることが重要です。

現在、市内小中学校では、地域住民による学校支援ボランティア活動が活発に行われ、子どもたちと地域住民との交流が進められています。また、子どもたちが地域に出て、調べ学習を行なったり、地域の行事に参加・参画したりすることも盛んになっています。

本市教育においては、今後更に、学校と地域の繋がりを大切にしながら、子どもたちが本市の自然や歴史、文化等への理解を深める「ふるさと学習」等を充実させ、ふるさとへの愛着と誇りを育てていきます。

#### 基本方針 II

### 人生を輝かせる学びの充実 «生涯学習の充実»

「基本方針II 人生を輝かせる学びの充実」では、市民一人ひとりの人生を豊かにする学びの充実を目指し、次の目標に沿った«生涯学習の充実»を図ります。

### 【基本目標】

一人ひとりの生涯を豊かにする様々な分野での学びを推進する。

市民一人ひとりが生涯にわたり、学ぶことから自らの喜びや生きがいを見い出し、そこで得られた知識や経験を地域活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指すことが大切です。





本市では、これまで生涯学習の充実として、市民大学や公民館講座をはじめとした各種講座や研修会の開催、社会教育団体への活動支援等を進める中で、親世代を対象とした家庭教育に関する講座の充実や若者の社会貢献活動を通した青少年の健全育成等、様々な世代を対象にした学びの充実に努めてきました。

今後、このような生涯学習を更に推進させることにより、市民一人ひとりの学びから、それぞれの人生を豊かにすることを目指していきます。

### 基本方針 III

### だれもがいきいきと元気になるスポーツの推進

### «スポーツの推進»

「基本方針III だれもがいきいきと元気になるスポーツの推進」では、市民のスポーツへの興味関心が、心身の健全育成や健康保持につながることを目指し、次の目標に沿った«スポーツの推進»を図ります。

#### 【基本目標】

市民一人ひとりがスポーツに関わる社会の実現を推進する。

本市出身のアスリートや本市と連携しているプロスポーツチームが、トップレベルの大会で活躍する姿は、市民に感動や勇気を与えるほか、子どもたちに大きな夢を与え、地域の誇りや一体感の醸成に繋がります。

また、市民一人ひとりがライフステージに応じて身近なスポーツに親しむことは、子どもたちの健全育成に留まらず、子どもから大人までの心身の健康の保持増進に繋がるとともに、世代を超えた交流が、地域社会の再生や絆づくりにも発展して、各々の人生を豊かにします。

近年の「東京2020オリンピック・パラリンピック」や本県開催の「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」における本市出身の選手たちの活躍は、スポーツやアスリートの魅力をより身近に感じる機会となりました。そして更に、本市におけるプロスポーツチームとの連携や市民アスリートを応援する取組の効果も合わせて、市民のスポーツへの興味関心は高まっています。

この好機において、市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」といったスポーツとの多様な関わりを持てるような環境づくりを充実させていきます。





## 基本方針 IV

## 豊かな学びへつなぐ文化の振興 «文化の振興»

「基本方針IV 豊かな学びへつなぐ文化の振興」では、市民の文化への興味関心が豊かな学びにつながることを目指し、次の目標に沿った«文化の振興»を図ります。

### 【基本目標】

歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進する。

多くの市民が関心を寄せる歴史や文化、芸術分野について、市民が積極的に学ぶことができるようになるためには、文化に関する各種講座の充実や、文化財の保護、団体活動への支援、施設の整備等を行うことが大切です。また、その学び方もより実感を伴ったものにするために、実物を直接鑑賞できるようにしたり、他者との意見交換が可能な参加型ワークショップを開催したりするなど、工夫した取組みを行うことが効果的です。

本市では、こうしたことに鑑み、新たな文化振興の拠点として、令和4（2022）年に旧市役所跡地に「栃木市立美術館・文学館」を開館しました。

今後は、栃木市立美術館・文学館をはじめとする文化施設において、優れた文化、芸術を鑑賞・体験できる機会を更に充実させるとともに、本市の歴史や文化を今に伝える貴重な文化財の保存や活用に努めていきます。



## 基本方針 V

## 教育を支える環境の整備

## «教育環境の整備»

「基本方針V 教育を支える環境の整備」では、子どもたちの教育の充実を目指し、次の目標に沿った«教育環境の整備»を図ります。

### 【基本目標】

学びの充実を目指す教育の環境を整える。

教職員は、子どもたちにとって、最も重要な教育環境の一つです。本市では、市内小中学校の教職員の資質・能力の向上を図るために様々な研修の機会を設けており、引き続きその充実に努めることができます。

また、その指導力を生かすためにも、教職員が心身ともに健康で、子どもたち一人ひとりにじっくりと向き合えるような体制づくりが大切です。全国的に過重労働が指摘されている教職員の働き方改革の更なる推進も求められます。



本市教育の特色ともいえる「とちぎ未来アシストネット」は、「学校・家庭・地域の連携協働」により、学校における教育活動の充実や地域の絆づくり等を図る教育システムであり、学校支援ボランティア活動等を充実させたことで成果をあげていますが、今後、各学校に設置している「学校運営協議会」(※4)においても学校の課題を地域と共有し、子どもたちへの教育効果の向上や地域の活性化を更に進めていきます。

子どもたちの教育に関わる学校施設については、日常的な点検と定期的な点検を実施するとともに、計画的な改修や修繕により子どもたちの安全・安心を確保していきます。今後の学校施設の改修においては、エネルギー問題等にも考慮した自然と調和した社会の実現を目指します。

さらに、GIGAスクール構想により児童生徒一人一台のPC（タブレット）の整備が完了したことから、今後は子どもたちの情報活用能力の更なる育成を図るために、社会状況の変化や、加速化する情報技術の進歩にあわせ変化する学習に対応できる教育環境の充実に努めています。

#### ※4 学校運営協議会

保護者や地域住民の代表者及び校長により構成され、「地域とともににある学校づくり」を進めます。一般的に学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。

栃木市では、2017（平成29）年から、県内で初めて市内公立全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール化を図りました。

